

＜対策のポイント＞

積極的な漁業協力を通じ、入漁先国における日本のプレゼンスを強化し、我が国の漁船の海外漁場における操業を確保します。

＜政策目標＞

海外漁場における我が国の漁船の漁業活動の維持

（海外漁場で操業する海外まき網漁業の漁船数（許可隻数）の維持） 28隻（令和元年度）→28隻（令和5年度）

＜事業の内容＞

1. 地域水産開発調査事業

51（58）百万円

太平洋島嶼国における開発ニーズの変化に対応するため、今まであまり利用されていなかった水産物のうち、高付加価値化の可能性がある水産物について、我が国を含む海外市場でニーズ調査等を行います。
また、広域の技術協力や個別課題に対応した、基礎情報収集、個別課題の抽出等を実施します。

2. 水産物の持続的利用推進強化支援事業

22（22）百万円

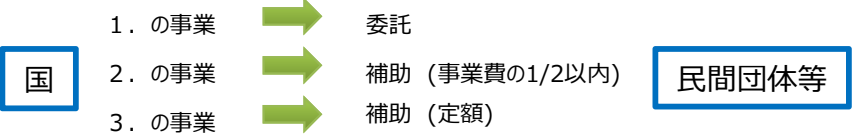
我が国との水産外交上の重要国を対象に、小規模漁業者・女性にとって裨益効果の高い魚市場や漁港の拠点整備等、社会的に立場が弱い人々をターゲットとした取組に対する技術的助言や、協力案件形成の提案を実施します。

3. 海外漁業協力強化推進事業

549（540）百万円

我が国と入漁等の関係がある沿岸国の要請に応え、水産行政担当者に対する資源管理や漁業技術の研修を通じた人材育成、水産業の開発・振興のための技術普及及び水産関連施設の機能の回復に関する支援などを行います。
また、新たに水産関連施設における温室効果ガス対策を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

